

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の一部新旧対照表

○令和4年個人情報保護委員会告示第1号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和8年10月1日</u> ）時点の条番号 を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条 番号は、本ガイドラインの公表日（ <u>令和8年9月30日</u> ）時点の条番号 を示すものとする。
1～3 [略]	1～3 [同左]
4 適用の範囲	4 適用の範囲
4－1 法第5章の規律対象となる主体	4－1 法第5章の規律対象となる主体
[略]	[同左]
4－1－1 行政機関等	4－1－1 行政機関等
(1) 行政機関	(1) 行政機関
「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法	「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法

第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第24条</u>
[略]	[略]

（※）令和8年10月1日時点において存続するもの

- ②～⑥ [略]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名称	根拠法
[略]	[略]
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）
日本学術会議	日本学術会議法（令和7年法律第70号）
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89号）

第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
サイバーセキュリティ戦略本部	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号） <u>第25条</u>
[同左]	[同左]

（※）令和8年7月31日時点において存続するもの

- ②～⑥ [同左]

(2) 独立行政法人等

「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる次の法人をいう（法第2条第9項）。

名称	根拠法
[同左]	[同左]
脱炭素成長型経済構造移行推進機構	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）
日本銀行	日本銀行法（平成9年法律第89号）
[同左]	[同左]

[略]	[略]
(3)～(6) [略]	(3)～(6) [同左]
4－1－2 [略]	4－1－2 [同左]
4－2 [略]	4－2 [同左]
5 個人情報等の取扱い	5 個人情報等の取扱い
5－1・5－2 [略]	5－1・5－2 [同左]
5－3 安全管理措置等	5－3 安全管理措置等
[略]	[同左]
5－3－1 安全管理措置	5－3－1 安全管理措置
(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務	(1) 行政機関の長等の安全管理措置義務
[略]	[同左]
また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）<u>第 25 条第 1 項第 2 号</u>に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。	また、デジタル化が進むなか、安全管理措置を適切に講じるためには、サイバーセキュリティの確保も重要である。サイバーセキュリティ対策を講ずるに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）<u>第 26 条第 1 項第 2 号</u>に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正な水準を確保する必要がある。
[略]	[同左]
(2) [略]	(2) [同左]
5－3－2 [略]	5－3－2 [同左]
5－4～5－7 [略]	5－4～5－7 [同左]
6～11 [略]	6～11 [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	